

議員提出議案第 1 号

米海兵隊員による女性強盗殺人事件に関する意見書

上記の議案を会議規則第14条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年10月 8 日

沖縄県議会議長 島 袋 大 殿

提出者	小 渡 良太郎
	大 屋 政 善
	喜屋武 力
	比 嘉 忍
	仲 里 全 孝
	又 吉 清 義
	米 須 清一郎
	玉 城 健一郎
	仲宗根 悟
	高 橋 真
	比 嘉 瑞 己
	当 山 勝 利

理 由

米海兵隊員による女性強盗殺人事件に関して関係要路に要請するため。

米海兵隊員による女性強盗殺人事件に関する意見書

令和8年（2026年）10月3日、那覇市内のホテルにおいて女性が殺害され所持品を奪われる事件が発生し、翌日未明に強盗殺人容疑で米軍普天間飛行場所属の海兵隊上等兵が緊急逮捕された。

罪のない女性の貴い命を奪い、所持品を持ち去った本事件は、被害者を含む沖縄県民の尊厳を著しく踏みにじる極めて凶悪かつ卑劣な行為であり、断じて許されるものではない。

平穏な日常の中で突如として最愛の家族を奪われた遺族の痛恨と無念さは推しはかるべくもなく、県民に与えた衝撃と大きな不安は極めて深刻である。

普天間飛行場については、即時運用停止、早期閉鎖・返還が県民の総意であるにもかかわらず、返還合意から30年を経過してもいまだに存在することから、このような事件が繰り返し起きており、これまで本県議会は、米軍人・軍属等による凶悪事件や重大な事故が発生するたびに、綱紀粛正や実効性のある再発防止策の徹底、在沖米海兵隊の早期の国外・県外移転、日米地位協定の抜本的な改定等を強く申し入れてきた。

しかし、再発防止の誓いを重ねながらも、何度もこのような惨劇が引き起こされることは、米軍の規律保持及び教育体制の限界を示しており、組織として機能していないと言わざるを得ず、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、本県議会は、県民の生命、財産及び人権を守る立場から、本事件に対して厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者遺族への謝罪及び完全な補償を速やかに行うこと。
- 2 日米両政府及び米軍は、本事件の捜査に対し、いかなる障壁を生じさせることなく、万難を排して事件の全容解明と真相究明に協力すること。
- 3 在沖米軍は、米軍人等による凶悪犯罪等に対し、管理責任者の処分等を含めて組織としての責任を明示すること。
- 4 身柄引渡条項等を含め、日米地位協定の抜本的な改定を行うこと。
- 5 形骸化した「綱紀粛正」ではなく、外出禁止など行動規範の徹底や規律維持を含め、犯罪根絶のための実効性のある対策を確立し、その遵守徹底の取組状況を公表すること。
- 6 演習等で来沖する短期滞在の米兵に対し、規律厳守や人権教育などを徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月9日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣	}	宛て
外務大臣		
防衛大臣		
内閣官房長官		
(沖縄基地負担軽減担当)		
内閣府特命担当大臣		
(沖縄及び北方対策)		